**平成３１年４月１日から重大な消防法令違反対象物の公表制度が始まります。**

**1　公表制度の目的について**

消防立入検査で確認した重大な消防法令違反をホームページに公表することにより、利用者等に、防火安全に対する認識を高めてもらうこと、また、防火対象物の関係者による安全体制の確立を促すことを目的としています。

**2　対象となる建物について**

福祉施設、飲食店、旅館等の不特定多数が出入りする防火対象物（消防法施行令別表第1の特定防火対象物）です。

**3　対象となる違反は**

「屋内消火栓」「スプリンクラー設備」「自動火災報知設備」の設置義務があるにも関わらず設置していない建物を対象とします。

**4　公表する内容は**

「建物名称」「建物所在地」「違反内容」です。

**5　公表方法は**

湯浅広川消防組合消防本部のホームページに掲載します。

**6　防火対象物の関係者皆さまへ**

次の3点を行う場合消防設備が新たに必要となる場合があります。事前に消防本部にご相談ください。

1. 増築や改築、隣接建物の接続を行う場合
2. 飲食店、物品販売店、旅館等に用途変更する場合。
3. 福祉施設の事業内容に変更がある場合**。**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 問い合わせ先

〒643-0002

和歌山県有田郡湯浅町青木670番地

湯浅広川消防組合消防本部　予防課

TEL　0747－64－0119

FAX　0737－63－6626